

## **第7章**

# **計画の推進体制について**



# 1 計画の進行管理

本市の行動計画の推進にあたっては、全庁的な体制の下に、毎年、その実施状況等を把握・点検しつつ、その後の対策を検討していきます。また、本計画の実施状況等に係る情報提供を行い、市民に分かりやすく周知していくこととします。

## (1) 計画推進のための組織

本計画の推進にあたっては、計画に係る関係機関や組織、市民等で構成する進行管理の機能を持った組織を設置し、P D C Aサイクルの確立に向けて、計画の実施状況等を把握・点検するとともに、市民の意見や時機に応じた情勢分析を踏まえながら、次年度以降の取り組みに反映していきます。

また、本計画は、様々な分野の施策を総合的に実施していくことが必要なため、市全体で計画内容の情報共有や連携・協力を図りながら、計画を推進していきます。

## (2) 国・県との連携・協力

本計画は、国や県の制度及び「埼玉県次世代育成支援対策行動計画」と深く関わりのあることから、連携・協力を図るとともに、国や県で実施している施策の周知に努めていくとともに、必要に応じて要望等を行っていくものとします。

## (3) 関係機関・企業等との連携

すべての家庭を対象とした子育て支援を社会全体で総合的に取り組んでいくためには、関係機関や市民組織等との協働が不可欠です。

仕事と生活の調和の実現に向けては、個々の職場等の実情にあった取組が必要です。住民に対する意識啓発や制度等の情報提供を進めるとともに、企業に向けた情報提供や助言、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援に努めていきます。

また、子育て支援に関わる市民組織や福祉、医療、保健、教育及び労働などの各分野との密接な連携・協力を図っていきます。

## 2 役割分担について

本計画は、「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として、その対策が求められます。行政のほか、家庭、地域社会、企業等が、それぞれの責任と役割を自覚し、自主的かつ積極的な取り組みを進めていくことが必要です。取り組みの基本的な方向性を以下に示します。

### (1) 行政の役割

行政の役割は、家庭や地域における子育てを支援するために、子どもを安心して産み、育てられるまちづくりを目指していくことにあり、そのために本計画に基づいた施策を進めていきます。また、行動計画の推進にあたっては、関係部署・関係機関等との連携・協力体制のもと、毎年度、計画の実施状況を把握・点検し、その後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていくものとします。

### (2) 家庭の役割

家庭は、子どもが家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身に付けていく場です。家庭の役割としては、子育ての第一義的責任が保護者にあることを十分に認識したうえで、次代の担い手としての子どもたちを育成、教育していくことが重要です。

### (3) 地域社会の役割

地域社会の役割としては、核家族化・地域社会の変化などの子育てをめぐる環境が大きく変化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加していることから、地域の人たちとの交流等を通じて、子育てを地域全体で支える環境づくりに努め、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てにあたれるよう社会全体で支援していくことが重要です。

### (4) 企業の役割

企業の役割は、仕事と生活の調和を実現できるような職場環境づくりに努めていくことがあります。職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を変革するとともに、多様な働き方が選択できるような職場づくりに向けて、子育てしやすい企業づくりを進めていくことが重要です。